

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 697 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 697 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 9 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 9 月 21 日（木） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 鈴木 広子

委 員 1 番 久野 恵子

2 番 深谷 英一

3 番 鈴置 省悟

4 番 浅田 昭茂

5 番 服部 啓子

6 番 大威 千里

7 番 竹内 修造

8 番 加古 俊治

9 番 本田 貴士

10 番 小島 春男

11 番 成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番 稲葉きみ子

15 番 大嶋 英二

16 番 神谷 登

17 番 鈴木千代子

18 番 竹内 敬三

19 番 富田 勇治

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 697 回）

令和 5 年 9 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	現況証明願について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 3	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
9	議案 4	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	
10	議案 5	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について	
11	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 697 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 5、報告第 4 号『現況証明願について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において、所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、転用面積は 476 m²です。転用目的は、共同住宅です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 2 頁から 4 頁までの 9 件です。畑が 14 筆、田が 1 筆で、転用面積は合計で 3,753.41 m²です。転用目的は、住宅が 5 件、宅地が 2 件、分譲住宅、駐車場がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出をしていただくもので、議案書 5 頁から 7 頁までの 5 件です。畑が 35 筆、田が 7 筆で、合計で 14,061.27 m²の届出がありました。

最後に、報告第 4 号『現況証明願について』をご説明します。20 年以上前から非農地であることが、公的な証明で確認できることをもって、願い出されるもので、議案書 8 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、合計で 429.00 m²の願い出がありました。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 4 号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第 6、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 2 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書9頁の大府市農業委員会の許可案件2件です。田が2筆、合計で1,244㎡の申請がありました。

申請事由としては、1番の案件が水田を贈与してもらい農業に励むために取得するものです。次に、2番の案件が、現在営農している農地に隣接し、農作業に好都合なことから規模拡大を図る目的で取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しま

す。

次に、日程第7、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書10頁の愛知県知事の許可案件の1件です。内訳は、畑が1筆で、転用面積は228.00㎡の申請です。

この案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。なお、この案件につきましては、令和4年9月の総会において、農振農用地除外案件として、ご審議いただいたものでございます。

以上の案件につきましては、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、盛土をしますが擁壁を設置します。雨水は、敷地内の集水桝で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員挙手ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で、愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用御権設定）』の1件をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書の11頁の1件です。借り手は、市内の方が1名で、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定します。

次に、日程第9、議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の1件を上程します。なお、この案件については、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号について、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の1件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書12頁の1件です。借り手は、市内の方が1名で、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を見たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定します。
本田貴士委員は入室してください。

(本田委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第10、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』をご説明します。

既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有し、利用権を設定した案件ですが、借り手の変更で「農用地利用集積等促進計画」を作成するため、農業委員会に意見を求められております。議案書13頁の1件です。

新たに権利の移転を受ける者は、市外の方で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第5号について採決します。
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第11、議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用集積計画変更）』の6件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の6件をご説明します。

議案書14頁から15頁までの6件で、合計面積は2,730.39㎡の申請がされており、農業委員会に意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員が説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

1 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地で、集落に接続されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

3 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4 番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

4 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

5 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6 番の案件について、小島春男委員どうぞ。

(小島春男 委員)

6 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 6 号を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 6 号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第 697 回の総会を閉会します。